



第4章

行動計画の推進体制

第4章 行動計画の推進体制

1 推進体制の充実

(1) 庁内推進組織体制の充実

次世代育成支援行動計画における個別施策は、多様な保育ニーズへの対応、健康づくり支援、教育環境及び児童の健全育成環境づくり等多岐にわたり、福祉及び健康づくり関連部署にとどまらず、行政の各分野の横断的な連携が必要となります。

子ども自身やすべての子育て家庭等に対する支援施策を総合的に推進していくため、庁内の関係部局との連携を一層強化し、全庁的な取り組みを行うことができるよう庁内推進組織体制の充実に取り組みます。

(2) 計画の進捗管理

本計画については、各年度別において推進施策の進捗状況や評価・点検が求められており、総合的な視点に立った管理体制が必要となります。

そのため、庁内推進組織体制を確立し、計画の進捗管理と情報の共有化を図り計画の評価点検を行います。

(3) 地域、関係機関との連携強化とネットワーク体制の充実

子育て家庭やその保護者が抱える問題は、多種多様化しており行政や関係機関だけでは充分に対応できない事項も少なくありません。

そのため、行政をはじめ、企業、地域、NPO団体、子育てサークル等の地域の様々な資源を活用し、多様化する子育て支援ニーズに対し柔軟に対応していくことができよう関係機関との連携や子育て支援のネットワーク化の充実と強化を図ります。

2 各主体の役割への期待

(1) 子育て家庭や保護者の役割

児童福祉法において、子育ての第一義的な責任は、子育て家庭やその保護者にあるとされています。

子育ての当事者として自覚を持ち、子どもに愛情を注ぎながら基本的な生活習慣の確立や社会的なルールを身につけさせ、子どもが健やかにのびのびと成長していくことができるよう、責任を持って子どもを育てるよう努めましょう。

(2) 市民、地域の役割

次代を担う子どもたちが健やかに成長することは、地域の活性化につながるものであり、地域の子どもは地域で育てるという認識のもとに、子育て家庭やその保護者が、子育てに対して孤立することがないように、やさしく見守り、声をかける等子育て世代が地域のなかで安心して子どもを生み育てる環境づくりに努めましょう。

(3) 企業等の役割

働き続ける保護者が子育て支援に関する制度を容易に取得できる条件整備を整える等、子どもを生み育てたいとする保護者の職業生活と家庭生活の調和を図るための多様な就業環境づくりに努めましょう。

(4) 関係機関等の役割

様々な子育て支援のニーズに柔軟に対応することができるように、地域や行政並びに多様な関係機関との連携を構築し、幅広い分野における子育て支援サービスの提供に努めましょう。

(5) 行政の役割

次代を担う子どもと子育て家庭やその保護者のニーズを受け止め、総合的な子育て支援サービスを提供する責務があります。

そのため、地域、各種団体並びに関係機関との連携やネットワーク化を図るとともに、多様な子育て支援施策に柔軟に対応することができるよう、行政内部における横断的な連携体制の確立とサービス提供基盤の整備に向けた取り組みを推進していきます。